

検討会での主な論点・意見及びとりまとめの方向性

主な論点・意見	とりまとめの方向性（事務局案）
<p>論点 1：診療の補助の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令上及び安全性上許容される広範なものとする。 ・ 身体や健康への影響が大きいもの、技術取得難易度が高いもの等は対象外とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他法令との関係で愛玩動物看護師の業務として整理しえないもの（調剤）及び身体や健康への影響が大きいもの（輸液以外の注射、放射線の照射等）は除き、主な業務を「愛玩動物看護師のカリキュラム等に関する基本的な考え方（案）」において整理する。ただし、獣医師が愛玩動物看護師の個々の能力を十分に把握した上で指示することとする。 ・ 今回、業務としては整理しない身体や健康への影響が大きいものについては、教育内容の高度化・充実化や社会における理解の向上を考慮し、附帯決議も踏まえ、法施行後5年を目途として、業務として整理することができるかを検討する。 ・ 動物への放射線照射を行うこと自体は、他法令で規制されているものではないが、放射線照射を行う新たな有資格者については、その業務内容を踏まえ、事前に放射線規制部局において当該制度の検討・確認が必要となる。
<p>論点 2：看護の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 院内の衛生管理など専門性が要求されるものは、診療の補助とする。 ・ 引き続き無資格者が実施できる業務範囲として確保しつつ、専門性が要求されるものはカリキュラムに組み込んでしっかり勉強する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附帯決議において「愛玩動物看護師の制度化による業務独占が、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮すること」とされていることを踏まえ、引き続き無資格者が実施できる業務範囲として確保する。愛玩動物看護師と無資格者の役割分担の考え方については、本検討会での御意見も踏まえ、国で整理を行い、対外的に公表する。 ・ 専門性が要求されるものは、WT が作成するカリキュラムに取り入れる。 ・ なお、附帯決議において、「本法律の施行後5年を目途として、（中略）人材確保の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果について所用の措置を講ずること」とされていることを踏まえ、今後、国家資格取得者の現場での定着状況等を考慮し、無資格者との役割分担について再度検討する。

論点 3：獣医師の指示の在り方

- ・ 不測の事態が起きた際に備えて獣医師の監督の下に実施する。
 - ・ 獣医師が過去に診察したことのある愛玩動物であって、遠隔診断が可能な場合は、電話等での指示も可能とする。
 - ・ 動物の病状、投与する薬物の種類や目的により、診療の補助を獣医師の目視下で行うもの、目視外で行うもので分類する。
 - ・ 動物ごとに、予め指示された範囲で愛玩動物看護師が診療の補助を行う。
 - ・ 臨時応急の手当（心肺蘇生が必要な場合）は、獣医師の指示がない場合であっても可能とする。
- ・ 本検討会での御意見を踏まえ、獣医師の個別具体的指示を基本とし、予め獣医師による診療計画の策定が可能な場合や心肺蘇生処置が必要な場合等、愛玩動物看護師単独で実施する際の要件について国で整理を行い、対外的に公表する。

論点 4：愛護及び適正飼養分野の範囲

- ・ 専門的に業務を行う職種との役割の棲み分けを行う。
- ・ 医食住に加え、学び・遊び・産業の分野にも拡がりを持たせた分野とする。
- ・ 動物愛護管理行政分野で指導的立場を有する公務員として活躍できる場を創り出す。
- ・ 人とのコミュニケーションが重視される業務も多くあるため、人間側のことも学ぶ必要がある。

・ 各専門領域（トリミング、訓練等）における目的や到達目標の差別化を図る。

・ 「医食住学遊産に拡がるペット関連産業分野や動物愛護管理行政分野における指導的役割を果たせるよう努める。

・ 対動物はもとより対人へのアプローチが前提であり、当該アプローチの専門知識を学ぶこととする。

以上